

「華族類別録」について

酒 井 信 彦

はじめに

「華族類別録」なるものが存在する。明治時代初期の全華族を、その家系の系統によって分類・整理した名簿である。本書は、まず明治九年に成立し稿本の形で頒布されたようであるが、その後多少の改訂を加えて同十一年に活版印刷に付されて再頒布された。今日諸所に伝存するのはこの活版本である。ところが翌十二年、更に厳密な改訂が必要だとされて、その作業が太政大臣三條実美から太政官の修史館に下命された。同館ではこれを受けて改訂作業を行ったが、その際作業の内容を示す「華族類別録考案」と題する報告書が二回にわたって提出され、二度目の報告には改訂作業の結果を盛り込んだ「華族系譜略表」が添えられた。そしてこの両者の副本が現在東京大学史料編纂所に架蔵されている。そこで以下、華族類別録の成立の経緯と内容及びその目的について述べ、ついで修史館における改訂作業について見てゆきたい。それによつて、華族類別録の歴史的意味及び性格が明らかになると共に、我国に於ける姓氏のあり方の特徴をも知り得ると考えるからである。

一 華族類別録の成立と内容

明治十一年十月、活版印刷に付されて頒布された華族類別録の序文は次の如くである。

明治九年八月二十六日、宮内卿徳大寺実則仮りニ華族類別録ヲ編製下附ス、其書或ハ謬説アラン事ヲ慮リ、尋テ具視ニ命シ之ヲ参互訂正セシム、是ニ於テ諸書ヲ参考シ其家系ヲ正シ、且新ニ華族ニ列スル木戸・大久保ノ兩家ヲ加ヘ、十一年十月ニ至リ其功始テ竣ル、乃チ宮内卿ニ上申シ以テ普ク衆華族ニ頒布ス、冀クハ、此書ニ就テ其故ヲ忘レズ、同族相親ミ同姓相援ケ、祖業墜サス名声ヲ保ツヘキノ朝旨ヲ忽ニセサラン事ヲ、

明治十一年十月

督部長岩倉具視

右の序文によると、華族類別録は初め明治九年八月宮内省によつて作成され、その後岩倉具視の下で修訂を加えられたのである。督部長とは、当時華族会館内におかれ華族行政に関与した公的機関たる華族部長局の長であり、岩倉は同時に華族会館の館長を兼務していた。従つて華族類別録は宮内省で作成され華族部長局で修正を受けたもののようにであるが、当初の編纂主体と修訂を加えた主体をこのように明確に区分できるか否かは今のところ明らかではない。明治九年正月五日正式に開館式を挙行した華族会館に、同月十七日三種の調査委員がおかれた。²⁾それは

懇会規則調査委員・統譜調査委員・一族親族交際条例委員で、統譜調査委員には亀井茲監・京極高典・南部信民・細川興貫・藤波教忠・錦織久隆・酒井忠道の七名が委嘱された。この「統譜」が類別録と関連あるとすれば、類別録は当初より華族会館において編修され、同所において更に修訂が加えられたと考えるのが自然であろう。なお、明治九年八月には太政官修史局より二回にわたり華族会館に対して華族の系譜を貸与して⁽³⁾おり、又、明治十年一月十一日には、華族に対して宮内省へ二月を期限として系譜・家記を提出することが命じられているが、この二つの事実が類別録の編修・改訂といかなる関係にあったかについては今触れる用意がない。

明治九年の当初案⁽⁵⁾と同十一年の改訂案との相違点は、前者が全華族四百七十四名を八十五の類に区分しているのに対し、後者は四百七十六名を七十六類に区分している点である。従って両者の間にある程度の異同が見られ、姓氏を改変せしめられたものも存するが、基本的形式においては何ら変更がみられない。

次に、華族類別録の具体的内容を明治十一年の活版本にもとづいてみてゆくと、その冒頭は次の如くである。

華族類別録

第壹類

皇別 阿蘇公

神武天皇皇曾孫速甕玉命裔

從五位 阿蘇惟教

第貳類

皇別 越智宿禰

孝靈天皇皇子彦狹島命六代三竝裔

從四位 稻葉正邦

從五位 稻葉久通
從五位 稻葉正善
從五位 一柳末徳
從五位 久留島通靖
從五位 一柳紹念

以下六十六頁にわたり第七十六類までこの形式で表示されている。その全体を表にまとめて別に掲げた。

まず全七十六類は、皇別・神別・外別の順に三大別されている。皇別が第一類より第三十六類までの三十六ケ類、神別が第三十七類より第七十類までの三十四ケ類、外別はそれ以下の六ケ類となる。但し最後の二ケ類、第七十五類豊臣朝臣・第七十六類尚は姓の上に三大別の表示がなく、正しくは分別未定の姓である。

各類は姓氏によって区分され、それが「阿蘇公」のように三大別の下に表示される。次の行には初祖よりの系統を示す。原則として一つの姓氏について一類をたてるが、人数の多い所謂大姓はこの限りでなく、更にその内部の流派にもとづいて類をたててゆき、その区別は次行の初祖よりの系統の表示で行なう。桓武平氏は第十・十一の二ケ類、清和源氏は第十五類より第三十類に至る十六ケ類、藤原朝臣は第四十二類より第六十三類までの二十二ケ類を占めており、清和源氏と藤原朝臣のみで半数に達することがわかる。この大姓の小区分は、藤原氏の場合門流と対応していることが多い。例えば、第五十八類は中御門家、第五十九類は御子左家、第六十類は花山院家である。同様に清和源氏では、第十六類が満政流、第十七類が頼親流(大和源氏)、第十九類が頼光支流(土岐源氏)となっている。

三大別中における類のならば順は、初祖の前後関係によって掲げており、従って皇別では初祖となる天皇の歴代順である。類の中はすべて位

類	姓氏	系	統	家数	家名 ()内は同名家数
19	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基三代賴光支裔	八	植村 中川	浅野 土井(3) 土岐 米津
18	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基七代賴政裔	四	大河内(3) 太田	
17	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基三代賴親裔	三	市橋 高木 土方	
16	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基支裔	九	水野(5) 片桐 諏訪 稻垣(2)	
15	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基八代賴朝裔	六	島津(3) 立花(2) 本堂	
14	滋野朝臣	嵯峨天皇皇子融裔 清和天皇皇子貞保親王孫滋氏裔	二	真田 安部	
13	源朝臣	桓武天皇皇子守世裔	一	丹羽	
12	良峰朝臣	嵯峨天皇皇子融裔	三	松浦(2) 渡辺(1)	
11	平朝臣	桓武天皇皇子葛原親王孫高望裔	四	岩城	常磐井 戸沢 相馬 北條 永井(3) 東 三浦 織田(4)
10	平朝臣	桓武天皇皇子葛原親王子高棟裔	七	長谷 交野 平松 西洞院 石井 梶野 小松	
9	中原朝臣	天武天皇舍人親王曾孫長谷裔	二	藤堂(2)	
8	清原朝臣	天武天皇皇子舍人親王孫夏野裔	四	沢 舟橋 伏原 平野	
7	丹治真人	宣化天皇皇曾孫多治比古王子島裔	五	青木 大田原 大関 中山 黒田	
6	小槻宿禰	垂仁天皇皇子於別命後今雄裔	一	壬生	
5	田口朝臣	孝元天皇皇子彦太忍信命十一代蛸蛸裔	五	牧野(5)	
4	紀宿禰	孝元天皇皇子彦太忍信四代武内裔	三	堀田(3)	倉橋 土御門 阿部(3) 秋田 安藤(2)
3	安部朝臣	孝元天皇皇子大産命六代雉子裔	八		
2	越智宿禰	神武天皇皇曾孫速甕玉命裔	六	稻葉(3) 一柳(2) 久留島	
1	阿蘇公	神武天皇皇曾孫速甕玉命裔	一	阿蘇	

35	源朝臣	正親町院天皇皇孫智仁親王子忠幸	一	廣幡	
34	無姓尸	後伏見院天皇皇子長助法親王裔	一	高千穂	
33	源朝臣	花山院天皇皇子尹清仁親王子延信王裔	一	白川	
32	源朝臣	村上天皇皇子具平親王子師房裔	一八	奥平 松平 有馬(2)	梅岩(2) 六條 中院 久我 北島 南石倉 植松 久世(2)
31	源朝臣	宇多天皇皇子敦実親王子雅信裔	二二	腰 森川	原(4) 庭田 三宅 朽木 黒田(2) 龜井 建部 毛利 谷 竹
30	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基八代義康八代高經裔	一	蜂須賀	
29	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基八代義康曾孫義季裔	四	細川(4)	
28	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基八代義康支裔	二二	神原 丹羽 板倉(4) 西尾 奥田(3) 土屋 足利	
27	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基八代義季九代親氏男広親裔	七	酒井(7)	
26	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基八代義季十六代家康男秀康裔	八	松平(8)	
25	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基八代義季十六代家康裔	二四	德川(6) 松平(7) 清水	
24	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基七代義重裔	二二	龍脇(2) 山名 桜井	
23	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基五代義光裔	一八	大給(2) 松平(8) 榎井	
22	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基五代義家支裔	五	溝口 松前 五島 小笠原(5)	
21	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基四代賴季裔	五	井上(3) 保科 松平	
20	源朝臣	清和天皇皇子貞純親王子經 基七代右馬允泰政裔	七	池田(7)	

50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36															
藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	津守宿禰	大江朝臣	菅原朝臣	出雲臣	尾張宿禰	平朝臣															
鎌足九代時平裔	鎌足七代良門裔	鎌足七代長良裔	鎌足六代真夏裔	鎌足曾孫魚名四代高房裔	鎌足曾孫魚名裔	鎌足孫武智麻呂二十一代經義裔	鎌足孫武智麻呂裔	天兒屋根命後鎌足十七代忠通	火明命後津守連豊吾田裔	天穗日命後音人裔	天穗日命後古人裔	天穗日命後出雲国造向裔	天照国照彦火明命三十二代稻置見裔	平重尚裔															
一	二六	六	一六	一〇	二六	一	二二	一八	一	七	一五	二	一	一															
生駒	井伊(2) 今園 穗小 梅尾 上杉(2)	芝園 長尾 栗田 中川 池尻 鷺原 岡崎	勅修寺 穗波 栗田 芝山 竹園 松崎	中御門 堤 万里 清閑寺 甘露寺 坊城	有馬 大村 樋口 藤大路	堀川 高倉 樋口 藤大路	外山 日野 大谷 木辺 南	松丸 日野 大谷 木辺 南	仙石 遠山 加藤 堀	伊達(3) 加藤(3) 間部	新在 田沼 藤(6) 増山(4) 関	山科 油小路 八條 四條 鴨尾	西大路 杉溪 鍋島 河邊	若王子 藤(6) 増山(4) 関	山科 油小路 八條 四條 鴨尾														
72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51								
大藏朝臣	坂上 大宿禰	紀朝臣	宇佐宿禰	有道宿禰	物部連	出雲臣	卜部朝臣	大朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣	藤原朝臣							
後漢靈帝後春実裔	後漢靈帝後田村麻呂裔	行義裔	菟狹津彦命後武雄裔	饒速日命後氏道裔	饒速日命後於琴裔	天葺根命後祭主裔	天兒屋根命後大雷命子真根子命裔	天兒屋根命後加多能子裔	利通男	安治裔	久通裔	鎌足十三代師実支裔	鎌足十三代長家裔	鎌足十三代頼宗裔	鎌足十二代道隆裔	鎌足十二代道隆裔	鎌足十一代公季六代実能裔	鎌足十一代公季六代通季裔	鎌足十一代公季六代実行裔	鎌足十一代兼通裔	鎌足十代師尹裔	鎌足十代兼通裔							
一	一	一	二	二	一	一	四	二	一	一	一	一〇	五	九	四	六	一	一五	二一	八	三								
秋月	田村	紀	到津 宮成	金子 本莊(2)	小野	萩原 錦織 藤井 吉田	藤波 河辺	大久保	脇板	加納	今城 青山(2)	野宮 難波 花山院 藤枝	冷泉(2) 入江 松林 藤谷	持明院	松木 高野 東園 石山	大久保(3) 秋元	山井 町尻 桜井 七條	水無瀬 太秦	德大寺	河原 玉松 芝亭 西園寺	正親町 梅園 四辻 裏辻	橋本 清水 山本 大宮 西四	辻 菊亭 山本 大宮 西四	鹿園 西河(6) 北大路	滋野井 武風早 阿野 押小路	高松 武者小路 北大路	三條 西河(6) 北大路	本多(8)	九鬼(2) 鳥居

73	丹波朝臣	後漢靈帝後針博士康賴裔	一	錦小路
74	多々良朝臣	百済国琳聖太子後正恒裔	一	山口
75	豊臣朝臣	家定裔	二	木下(2)
76	尚	中山王尚思紹裔	一	尚

階順にならべ、公武の別は全く関係がない。又全七十六類中公武の混在する類は十四ケ類で、その内半数は藤原朝臣である。同じ大姓でも清和源氏には一家の公家華族も含まれない。公家華族のみの類は二十二ケ類、武家華族のみのそれは四十ケ類である。

類とその中に含まれる家数との関係を見てゆくと、最少は一家で最大は二十六家に及ぶ。二十六家を含むのは、第四十五類鎌足曾孫魚名裔の藤原朝臣(四條家)と第四十九類鎌足七代良門裔の藤原朝臣(勸修寺家)で、次で二十一家を含むのが、第三十一類宇多天皇皇子敦実親王子雅信裔の源朝臣すなわち宇多源氏と第五十三類鎌足十一代公季六代実行裔の藤原朝臣(閑院家の一部)である。これら四ケ類には公家華族のみでなく武家華族が含まれているのも、類中の家数が多くなった原因である。以上四ケ類は二十家以上を含む類であるが、以下十家以上を含む類が十三ケ類、九家以下が五十九ケ類といった分布になっている。九家以下の内、更に四家以下が四十ケ類に及び全体の過半数を占める。一家のみで一類がたてられているのは二十四ケ類である。

なお全四百七十六家中、清和源氏が百二十四家、藤原朝臣が二百一家を占め、両姓がいかに他姓に優越しているかを如実に示している。

以上華族類別録の内容について述べて来た。では華族類別録の形式上の特徴は何か。まず第一に、姓氏あるいはその中の流派によって類を区分し、しかもその類に皇別・神別・外別を通して一連ナンバーを付したことである。これによって各類は、その個性とは関係なく、無性格な数字を付した「第〇類」として平等にとらえられる。第二に、類の中の人

名配列を単純に位階順としてしていることである。こうすることによって、十四ケ類ある公家華族・武家華族が共に含まれる類では両者が混在して表記される。それ以外の類でも、公家華族では嫡庶の別にかかわらずなく、武家華族では家名の異同にかかわらずなく、各々の人名を平等な形式で表示出来るわけである。要するに、華族類別録の形式には全華族を類の単位でもその中の個人単位でも、なるべく平等に把握しようとする姿勢が表われているといえよう。

二 華族類別録の目的

では、華族類別録は何の目的で作成され、どのように使われたのだろうか。明治九年八月二十一日、華族類別録が初めて作成され華族に稿本の形で頒布された時点で次の達が出された。

我国中葉兵農職ヲ分チ、文武途ヲ異ニシテヨリ數百年ノ後、遂ニ世襲ノ勢ヲ成シ種族繁ヲ生ス、戊辰維新ノ際、公卿・諸侯ヲ混一シ総テ之ヲ華族ト称セラル、動モスレハ旧ニ慣レ時ニ疎ク、新ニ馳セ故ヲ忘ルムノ弊ナキヲ免レス、依テ今般仮ニ華族類別録編制被仰出、其家系ヲ正シ本源ニ廻リ、皇神外ノ三別ヲ序テ、別中又派流ヲ画シ類ヲ定メ、以テ衆華族ニ頒付候条、此書ニ就テ其故旧ヲ忘レス、同姓相親ミ同族相助ケ、各自前途ノ方向ヲ定メ、遠クハ祖先ノ遺業ヲ墜サス、近クハ更始ノ鴻業ヲ賛成致ス可キ事、

但別冊ノ儀ハ本文ノ通返ニ編成シ、三別中類ヲ定メ、類中各家門嫡庶ヲ問ハス位次ニ從テ記名ス、他日家系伝記ヲ参考シ要候者有之節ハ、督部長ニ於テ詳細意見ヲ具シ管省ヘ可申出事、

ここで述べられている華族類別録が出された前提は、華族の「動スレバ旧ニ慣レ時ニ疎ク、新ニ馳セ故ヲ忘ルム」という状態であった。言わんとすることは具体的でないが、要するに新時代への不適応現象であ

る。そこで「此書ニ就テ其故旧ヲ忘レズ、同姓相親ミ同族相助ケ」ることによって「各自前途ノ方向ヲ定メ」しめんとする方針がうかがえる。

この明治九年という年は、華族制度史上極めて重要な年である。華族の成立した明治二年より華族令による五爵の制度の定まった明治十七年までを初期華族制度の時代と捉えるならば、明治九年はこれを前後に二分する画期であるといえる。一月五日に華族会館が開館式を行って實質的に発足し、五月二十三日には「総華族ヲ六部ニ分チ、督部長、副督部長及ヒ各部長ヲ置キ、華族ニ関スル事務ヲ取扱候」という部長局の制度が確立した。⁸八月五日には、華士族以下の家禄・賞典禄による給与を廃して公債証書を下付するという「金禄公債証書発行条例」が發布せられた。⁹華族類別録の初めての稿本が頒付されたのは、まさにこの時期にあつてゐる。十月四日「宗族交際条約」を定め、華族が各宗族の団結・協議により己の保存を計ることとした。¹⁰十二月三十一日には、「部長局職制及事務章程」・「華族部長局事務分課規程」・「華族部長局會議規則及議長職制」・「華族宗族長管長幹事職務条例」を發し、これにもとづいて翌十年一月十日、東西両京に華族部長局を置き宮内省に属せしめて公的な華族事務取扱機関とした。¹²十年にはさらに十一月に「談会例則」が、十二月に「宗族長職掌例則」が定められた。¹³

では右の宗族交際条約にある宗族とはいかなるものか。宗族交際条約の基礎となつた、九年五月岩倉具視から華族に提出された「宗族条約」¹⁴（全十一ヶ条）案は次の如くである（一部省略）。

諭旨ニ曰ク、同姓相親ミ同類相助ケ祖先ノ余烈ヲ墜ス勿レト、是ヲ以テ、我宗族弥交誼ヲ懇篤ニシ協同連結、以テ家慶ヲ保存センコトヲ図リ、相与ニ議定スル条約ヲ左ニ序列ス、

第三条 家督・隠居・結婚・離縁・養子・廃嫡等一家ノ重事ハ、必ス宗族協議ヲ遂ケ奉行スヘシ、

第四条 太祖ノ祭祀及春秋二回宗族必ス集会シ、順番ヲ以テ会主ヲ立テ事ヲ幹セシムヘシ、

第五条 家督繼承ノ順序ハ、甲乙兩種更立スルノ慣習アル者ハ、自今務テ其弊ヲ去ルニ著意シ、実子ナク養子セント欲スル者ハ、之ヲ宗族又ハ血族ニ求ムヘシ、

第八条 居常節儉ヲ守リ、已ムヲ得サル事故アリテ歳入ノ半ニ踰ユル金額ヲ借用シ、他家負債ノ証人タラントスルトキハ、必ス宗族ノ協議ヲ經テ舉行スヘシ、

第九条 宗族中長ヲ置キ条約ヲ執行シ、或ハ幹事ヲ選ミ事務ヲ贊理セシム、

すなわち宗族は、初祖（太祖）を同じくする集団で、一致団結し協議をもつて各家の重大事に対処する機能を期待されていた。¹⁵

そして部長局事務章程第二条には次のように規定されていた。

（15）

第二条 類別録ニ依遵シ、宗族協同和睦セシムル事、つまり部長局が指導し華族を宗族単位に協同せしめるとき、その依り所となつたのは華族類別録であつた。というよりも華族類別録はこの宗族の単位を作り出すために作成されたのであり、それこそが類別録の目的であつた。宗族とは、類別録の「類」単位の集団を言うのである。従つて、宗族条約の第九条に言う宗族長は、類を単位として撰出される。それを規定しているのが、華族宗族長管長幹事職務条例の第一条である。¹⁶

第一条 宗族長ハ毎類ニ一人ヲ置キ、管長ハ連合數類ニ一人ヲ置ク、皆丁年以上職務ニ堪ユヘキ者ヲ公選シ、督部長ニ申請シ其辞令書ヲ受クヘシ、

右条に宗族長と並称される管長は、従来の触頭を改称したものと云われるが、¹⁷華族の触頭制は明治三年十二月より四年十一月（東京）及び五

年九月(京都)まで行なわれたのであり、これと時期的に直結しない。従ってその職務内容も判然としないが、右条によると、数類を合した中に置かれたようであり、又明治十五年三月改正という「華族各類型族管長人名簿」⁽¹⁸⁾では、皇・神・外の三別に一人づつ置かれている。

さて宗族長の具体的職務は何であろうか。それを示す宗族長職掌則例⁽¹⁹⁾(全十五則)から重要なものを次に掲げる。

第三則 宗族中、隠居・家督・嫡子廃立・養子結納・入夫相談等ノ

重事ハ、予シメ事情ヲ詳明シ之ヲ部長ニ告ケ、其回答ヲ竣テ後、

本人願書ニ連印シ宮内省ニ上申セシムヘシ、

第四則 宗族中嫁娶離縁等ハ、其事情ヲ調査シ、可ト認ムル時ハ、

其届書ニ捺印シ証認スルヲ表スヘシ、

但宮内省届書三枚ノ内其一枚ニ捺印スルモノトス、

第五則 家令扶雇入雇止妾貰受等モ亦第四則ニ準ス、

第六則 宗族中学令ノ者ニ注意シ其就学スルヤ否ヲ記シ、怠惰ニシ

テ学ニ就カサル者ハ之ヲ誘導シ、疾病事故等ニテ廃学シ情実止ヲ

得サルモノト認ムル時ハ、予メ之ヲ部長ニ報告スヘシ、

第七則 宗族中家政不肅、品行不正、一家不協等ノ状アル者アラハ

教諭反正セシムヘシ、儼シ其言ヲ容レス一己ニテ処分シ難キ者

ハ、之ヲ部長ニ告ケ其意見ヲ質スヘシ、

第八則 毎月或ハ隔月宗族ヲ集会シ和睦懇談スヘシ、若シ可否ヲ決

スル事件アルトキハ、更ニ会議ヲ開キ之ヲ議長トナルヘシ、

第九則 毎月一回各宗族長会館ニ集合シ、其族中ノ規則事情等ヲ談

シ、各気脈ヲ通スヘシ、

すなわち宗族長は、宗族中の各家の相続・婚姻・使用人・教育・家政の管理等に権限を持つと同時に、部長局に対して責任を負っていた。そして、宗族中でその会議を主催すると同時に、毎月一度華族会館に集合

して族長同志の意志の疎通をはかった。又この集会とは別に「談会」があり、談会則例⁽²⁰⁾が定められた。その第一則は、

談会ハ各宗族長管長ヲ会同シ、正副督部長部長事務施行ニ当リ、其事由ヲ縷述シ或ハ問題ヲ出シ、族中管内ノ意見ヲ聞カントスルトキ聞クモノトス、

これは、部長局が宗族長・管長を招集してその意見を徴する制度で、会長たる督部長に発言出来るのみでお互いの自由な討議は許されなかった。この談会則例で注目されるのは、族長・管長が発言する際、「族長ハ其族類ノ数ヲ唱へ、管長ハ其類別ヲ唱へ」るべし、とされたことで、族長・管長がいかに類別の代表者たることを明確にさせられたかがうかがえる。

さてその宗族長職掌則例には、附として「相談人心得則例」⁽²¹⁾(全六則)が付け加えられている。その第一則には、

宗族ナキ者ハ最近ノ親族二人ヲ撰ヒ相談人トナシ其姓名ヲ部長局ニ届ケ置クベシ、

とある。この相談人の職掌は宗族長のそれと殆んど同一で、第二則から第六則までは、宗族長職掌則例の第三則より第七則までと完全に一致する。ではこの「宗族ナキ者」とは何であろうか。明治十五年三月改正の「華族各類型族管長人名簿」⁽²²⁾の末尾には、「総計四百六軒、族長四捨老人、管長三人」と記されている。一類に一人族長がいるとすれば全七十六類で七十六人になるはずであるが、四十一人にすぎない。この族長を持たない類の人間が「宗族ナキ者」であろう。今、七十六類の内族管長人名簿に族長の記載のない類三十五ヶ類を調査すると、殆んどその構成員が三人以下であることが分る。その内訳は、一人の類が二十四、二人の類が七、三人の類が二、そして五人の類が一、六人の類が一となる。元来七十六類中、三人の類は四つあり(第四・第十三・第十七・第五十二)、第

四・第十七類に族長がおかれ、第十三・五十一類にはいない。従つて四人以上の類にはかならず族長がおかれ、二人以下の類にはおかれなかつたわけである。六人の第五十六類(水無瀬家)と五人の第五十九類(御子左家)に族長がないのは、この族管長人名簿が西京在住者の第六部を含まないためではなからうか。

三 修史館に於ける改訂作業

明治十二年三月十二日、宮内卿徳大寺実則より太政大臣三條実美に次の上申が出された。⁽²³⁾

華族類別録ノ儀ニ付上申

去九年八月中思召ヲ以テ華族類別録編製被仰出候ニ付、其節当省ニ於テ仮ニ編製致候処、急卒編纂ノ義ニテ説謬モ難計依テ督部長ヘ申達シ参互訂正セシメ候処、諸書参考ノ上更ニ別冊編製致進達候、然ル処該録ハ各家ノ源始ニ溯リ其流派ヲ類別候義ニテ容易判定可致事ニ無之候間、修史館ニ於テ猶篤ト調査相成候様致度、依テ別冊並当初達書写共相添此致致上申候也、

明治十二年三月十二日

宮内卿徳大寺実則

太政大臣三條実美殿

右にもとづいて同月十九日、太政大臣より修史館に調査が下命された。⁽²⁴⁾

修史館

別冊宮内卿進達華族督部長編製同族類別録其館ニ於テ調査可致此旨相達候事、

明治十二年三月十九日

太政大臣 三條実美

修史館では直ちに具体的検討に入り、五月十九日一応の方針案を提示

して再命を乞うた。⁽²⁵⁾これに対して太政官より十月二十一日にその方針通りに改訂を行なうようにとの再命があった。⁽²⁶⁾そこで十二年中と思われるが、修史館では華族類別録を改訂した「華族系譜略表」を提出し、改訂作業における問題点について述べた報告書をそえた。現在東京大学史料編纂所には、五月の作業方針を示した報告書が「華族類別録調査一件」として、最終的報告書が「華族類別録考案」として、華族系譜略表はその名で架蔵されている。⁽²⁷⁾なお二つの報告書は、第一次のものも元来は、「華族類別録考案」と名づけられていたものであるから、「一次考案」、「二次考案」と略称する。

第一次の考案は次の三部分より構成されている。①編成の主意、②類別の体例、③系譜の異同である。編成の主意は華族類別録作成の方針について次の如く言及している。

系統ヲ正スト親睦ヲ主トスルトハ旨意両全ナリ難ク、体例ヲ立ルニ相齟齬スルヲ免レサルカ如シ、蓋親睦ノ主要ニ遵ヘハ親疎ノ情由ヲ按シ必モ古ニ遡ラス、却テ現今ニ裁量シ類別ヲ定ムルヲ是トスヘシ、若シ流派ヲ正スヲ主要トセハ、系譜ノ假冒宗支ノ混乱ヲ弁シ情ヲ棄テモ理ニ裁断セサル可ラス、

右に華族類別録の抱える一つの矛盾点が表示されている。伊達家と田村家、毛利家と吉川家の如く一体関係にある家々も、姓により分類すれば完全に切り離されるのである。②の類別の体例は「分合ノ当ラサルモノヲ訂正ス」として、第十一・十五・三十一・四十二・四十三・四十五・四十八・六十の八ケ類をとりあげ、その中でより親密な関係のもの同志を一グループにまとめるべきことを述べている。例えば第六十類を花山院・大炊御門・難波の三系統に区分すべしとしている。③の系譜の異同は「姓戸ノ一定セサルモノヲ挙ケ、間々訂正ノ説ヲ附ス」として、姓氏について疑問のある家を二十数家について取り上げ、諸説を検討してい

る。そして第一次考案に於ける修史館の結論は次の如くであった。

各家自認シタル系図ニヨリテ、粗同姓ノ類別ヲ定メラルルニ止ラハ、本館必スシモ精覈ナル考査ヲ要セザラン歟、

すなわち、姓の当否に疑問のある家はきわめて多いが、それを厳密に検討することを省略し、各自の提出した系譜にもとづいて類別を行なうこととしたのである。

結局右の方針が認められ、十月二十一日「現今諸家差出ス所ノ系譜ニ抛リ類別調査スヘキ指令」を受け、華族系譜略表が作成され、それを補足説明する第二次考案がつくられた。第二次考案は全十四ヶ条より成る。その内、後に触れる系譜略表の補足説明的箇条を除外すると、この第二次考案では我国の姓氏の特質について言及しているのが注目される。まず第九条で姓氏混乱の原因は、一つには血統と相続との矛盾にあり、又一つには戦国期を中心とする武家による家系の詐冒横領にあるとする。第十条では、武家華族四百数十家の内、「正真ノ家系ト看做ムヘキ家々」は四十氏（家）に及ばないとし、武家の姓がいかにも不明確なものであるかが指摘されている。又第十二条では、公家と武家とは家名のあり方に相違があり、公家は分家すると家名が変わるのに対し、武家は同一家名を一族で継承していくとしている。以上の第二次考案の説明にもとづいて、公家・武家の姓氏と家名のあり方の特質を整理してみれば次のようになるであろう。公家の場合は古代以来の姓氏を重んじ、姓氏の連続同一に注意をはらっているが、分家するごとに家名を変えるように家名そのものは、それほど重視されない。それに対し武家は、元来姓氏の不明確なるものがきわめて多いだけでなく、姓氏の連続という觀念そのものが低い。公家に於ける姓氏の役割を果しているのが家名で、武家の場合家名の連続継承には絶大な意が用いられる。

では修史館に於ける改訂の結果である華族系譜略表と華族類別録とに

は、いかなる異同があるであろうか。まず姓氏そのものに関する変更としては、安藤二家を安倍朝臣より藤原姓へ、永井三家を平朝臣より大江姓へ、市橋氏を源朝臣より藤原姓へ、三宅氏を源朝臣より三宅連として独立させ、鳥居氏を藤原朝臣より平氏へ変更した。又皇・神・外三大別の所属変えもみられる。越智宿禰及び滋野朝臣は皇別より神別に変更され、皇別の安倍朝臣、神別の卜部朝臣・有道宿禰は所属不明の「未定雑姓」に入れられている。しかし修史館の改訂にあたってもっとも力が注がれたと思われるのは、右のような姓氏そのものに関する部分ではなく、その内部での系統の整理であったと言えよう。例えば第三十一類宇多源氏は公家の庭田及び五辻と武家の佐々木の三派に区分され、第四十五類藤原朝臣では、公家の四條流と武家の千時流・千常流の三派に整理されている。そしてこのために採り入れられたのが系線による表示である。つまり華族類別録は類の内部は位階順に人名を列記しているのみであるが、華族系譜略表は近縁の者が集中し、しかも相互の関係が系線で示されているわけであり、前者に比して相互の親疎の關係が明瞭に読み取れる形式となっている。形態上に於いてはもうひとつ重要な相異がある。それは「類」に附せられていた連続ナンバーが見られないことである。つまり、大姓である清和源氏・鎌足流藤原氏の如きそれぞれ華族類別録で十六ヶ類、十九ヶ類に区分されていた姓氏でも、一姓氏一類の小姓と同じように、全体で一類として取り扱われているわけである。これは修史館における改訂が、類別録にみられる実用性を明らかに念頭においていないことを良く示していると言えよう。

では以上の改訂作業の結果はどのように利用されたのであろうか。結局この作業の結果は全く生かされなかった。明治十年代の華族の正式の名簿である「華族明鑑」・「華族録」には、各人の氏名の上に「類別」を表記しているが、その表記はあくまでも明治十一年の類別録によるそれ

であり、華族系譜略表に盛り込まれた成果は全く表われていないのである。

おわりに

以上見てきたように華族類別録とは、華族を姓氏分けにした単なる名簿と言うに止まらず、族長管長制という華族統制々度の基礎となる道具であった。

しかしこの華族類別録が、明治九年から十一年にかけて改訂され更に修史館での改訂作業が行なわれたことに注目しなければならぬ。何故改訂が要望されたのかは明らかではないが、族長の強力な権限からみて各華族がいかなる「類」に属するかは各人にとつて極めて重要な問題だったと考えられるから、ある類に所属せしめられた不満が改訂の要求となつた場合も存在したと思われる。更に、姓氏によつて全華族を整理するといふ原理自体にかなりの無理があつたのも確かである。姓氏といつても公家と武家とではその性格にかなりの相異があり、社会的機能も相違していたわけであるから、両者を共通した基準で律した制度が安定的であるはずがなかつた。

但し右のような困難性をのりこえて族長管長制度とそれを支えた華族類別録とは一定の役割を果たしたといえるだろう。族長管長制が廃止されたのは明治十七年十二月二十三日であり、華族制度が新しい段階に入つたことを示す華族令の発布後約半年を経てからであつた。すなわち、華族統制の制度が、姓氏というたての原理による族長管長制度から、公侯伯子男の五爵制度という社会的階層区分原理にもとづく方式に移行したのである。

註

(1) 東京大学史料編纂所蔵本(架番号一〇四三―三四五)、又華族会館史の附録に収められている。

- (2) 華族会館史 附録年表 明治九年一月十七日条
 - (3) 修史局日記 明治九年八月十日、十一日条
 - (4) 法令全書 明治十年一月十一日 乙華第三号
 - (5) 宮内庁書陵部所蔵 華族類別録(二七〇―二八〇)
 - (6) 華族会館史 二二七頁
 - (7) 同 附録年表
 - (8) 法規分類大全 第一編官職門 宮内省
 - (9) 明治史要 明治九年八月五日条
 - (10) 華族会館史 附録年表
 - (11) 法規分類大全 第一編官職門 宮内省
 - (12) 華族会館史 三六四頁
 - (13) 華族会館史 三七二頁
 - (14) 同 二二六頁
 - (15) 法規分類大全 第一編官職門 宮内省
 - (16) 同
 - (17) 華族会館史 三七〇頁
 - (18) 宮内庁書陵部所蔵 華族各類型族長管長人名簿(二六一―一八)
 - (19) 華族会館史 三七二頁
 - (20) 同 三七二頁
 - (21) 同 三七三頁
 - (22) 註(18)参照
 - (23) 華族類別録調査一件
 - (24) 同
 - (25) 同
 - (26) 華族類別録考案
 - (27) 華族類別録調査一件(四一七五―一三七五)
- 華族類別録考案(四一七五―一三七六)
- 華族系譜略表(四一七五―一八七七)